

令和2年6月 日

岐阜県理容生活衛生同業組合 理事長
様
岐阜県美容業生活衛生同業組合 理事長

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長

新型コロナ対策実施店舗向けステッカーについて（依頼）

貴組合におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

標記の件については、別添通知のとおりご連絡させていただいたところですが、今般、ステッカーの配布方法について、下記のとおり整理を行いましたので、補足してご連絡いたします。

つきましては、所属される組合員に周知いただくようご協力をお願いいたします。

記

- ・本ステッカーは、各事業所、店舗が所在する市町村を窓口として申し込みの受け付け及び配布を行うことを通常の手続きとしているが、理美容業の事業者においては、第3回定例県議会に予算案を上程中の新型コロナウイルス感染防止対策事業支援金（理美容）の申請を行えば、申し込み不要で、県からステッカーを郵送すること（各店舗2枚）
- ・ステッカーの配布は、新型コロナウイルス感染防止対策事業支援金（理美容）の申請受け付け後になること
- ・新型コロナウイルス感染防止対策事業支援金（理美容）の事業内容などについては、議会での予算決定後に別途お知らせすること（7月中旬予定）
- ・新型コロナウイルス感染防止対策事業支援金（理美容）の申請受付期間は、7月下旬から1か月程度を予定していること

※「新型コロナウイルス感染防止対策事業支援金（理美容）」については、議会での予算議決後に別途お知らせいたしますので、現時点で事業内容についてご質問いただいても回答できませんのでご了承ください。

（添付資料）

- ・令和2年6月25日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部長通知